

## ○ 卸売販売業の販売先について

卸売販売業の販売先及び品目一覧（医薬品医療機器等法第 25 条第 1 項第 3 号）			
販売先	販売可能品目	医薬品医療機器等法以外の該当法令がある場合（施行規則本文及びその附則）	
薬局開設者	医薬品全般		
医薬品の製造販売業者、製造業者	医薬品全般		
医薬品の販売業者	店舗販売業	要指導医薬品及び一般用医薬品のみ	施行規則第 158 条の 2
	卸売販売業 卸売一般販売業者	医薬品全般 (薬剤師以外の者を営業所管理者とする卸売販売業(指定卸売医療用ガス類、指定卸売歯科用医薬品)には注意すること) *	
	配置販売業	一般用医薬品のみ	施行規則第 158 条の 2
	既存配置販売業	一般用医薬品のみ	旧薬事法施行規則附則第 21 条 (旧：「薬事法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 84 号)による改正前の薬事法。以下同じ。)
	旧薬種商販売業	一般用医薬品のうち旧指定医薬品以外	旧薬事法施行規則附則第 21 条
	特例販売業	医薬品全般 (都道府県知事が指定した医薬品を確認すること)	旧薬事法施行規則附則第 21 条 等
病院、診療所、飼育動物診療施設の開設者	医薬品全般		
<b>医薬品医療機器等法施行規則第 138 条 及び 平成 21 年 5 月 8 日付 薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知</b>			
医療型児童発達支援センター (旧:肢体不自由児通園施設)	医薬品全般	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 68 条 2 号 (旧:児童福祉施設最低基準第 68 条第 2 号)	
指定介護老人福祉施設の 医務室	医薬品全般	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条第 1 項第 6 号イ	
特別養護老人ホームの医 務室	医薬品全般	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 11 条第 4 項第 6 号イ	
介護老人保健施設	医薬品全般	介護保険法第 106 条	

### <注意>

「販売可能品目」欄に医薬品全般と記載されている場合でも、向精神薬、麻薬及び覚せい剤原料等は他の法令\*で規定があります。販売する医薬品について必要な手続き等を確認してください。

※ 麻薬及び向精神薬取締法

第 3 条(免許)、第 24 条(譲渡し)、第 50 条の 16(譲渡し等)、第 50 条の 26(薬局開設者等の特例) 等

※ 覚せい剤取締法

第 30 条の 2(指定の要件)、第 30 条の 9(譲渡及び譲受の制限及び禁止) 等

医薬品医療機器等法施行規則第 138 条 及び 平成 21 年 5 月 8 日付 薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知

(最終改正:平成 24 年 3 月 16 日薬食発 0316 第 2 号)

販売先	販売可能品目等
①国、都道府県知事又は市町村長 (特別区の区長を含む。)	<b>医薬品全般</b> ただし、自衛隊、消防署、拘置所等の施設や予防接種を行う部局等
②助産所の開設者	<b>助産所で使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品</b> (滅菌消毒用医薬品、臨時応急の手当として助産師が使用することができる輸液等)
③救急用自動車等により業務を行う事業者	<b>救急用自動車等に備え付ける医薬品</b> (救急救命士法施行規則第 21 条第 1 号及び救急救命士法施行規則第 21 条第 3 号の規定に基づき指定された医薬品 (乳酸リンゲル液、エピネフリン及びブドウ糖溶液)、医療用酸素、輸液等)
④臓器の移植に関する法律の許可を受けた者	<b>臓器のあっせんに使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品</b> (滅菌消毒用医薬品、臓器の保存等に使用される抗生物質、輸液等)
⑤施術所 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等、柔道整復師) の開設者	<b>施術所で使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品</b> (滅菌消毒用医薬品、施術所で認められる処置に使用することができる外用剤)
⑥歯科技工所の開設者	<b>歯科技工所で使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品</b> (「体外滅菌消毒用医薬品」**、咬合器の調整のために使用するもの及び器具の洗浄のために使用するもの)
⑦滅菌消毒の業務を行う事業者	<b>滅菌消毒の業務に使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品</b> (滅菌消毒用医薬品)
⑧ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者	<b>防除の業務に使用する防除用医薬品その他の医薬品</b> (防除用医薬品、「体外滅菌消毒用医薬品」**)
⑨浄化槽、貯水槽、水泳プールその他これに類する設備の衛生管理を行う事業者	<b>浄化槽等で使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品</b> (「体外滅菌消毒用医薬品」**)
⑩登録試験検査機関その他検査施設の長	<b>検査に必要な体外診断用医薬品その他の医薬品</b> (体外診断用医薬品、滅菌消毒用医薬品、試験検査に使用される標準品等)
⑪研究施設の長又は教育機関の長	<b>研究又は教育に必要な医薬品</b> (動物実験等に使用する医薬品、実習用の医薬品等)
⑫医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者	<b>製造に必要な医薬品</b> (製造時の原材料として使用される局方医薬品等、製品検査に使用される体外診断用医薬品等及び器具の洗浄等に使用される精製水等)
⑬航空運送事業を行う事業者	<b>航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号) 第 150 条第 2 項の規定に基づく医薬品</b> (平成 12 年 1 月 28 日制定空事第 11 号、空航第 62 号) <a href="http://www.ktlit.go.jp/notice/pdf/201003/00005190.pdf">http://www.ktlit.go.jp/notice/pdf/201003/00005190.pdf</a>
⑭船員法の適用を受ける船舶所有者	<b>船員法施行規則 (昭和 22 年運輸省令第 23 号) 第 53 条第 1 項の規定に基づく医薬品</b> <a href="http://www.ktlit.go.jp/notice/pdf/200912/00005154.pdf">http://www.ktlit.go.jp/notice/pdf/200912/00005154.pdf</a>
⑮-ア 地方自治法に規定する一部事務組合が運営する消防署の長、空港又は共用飛行場の施設の長等	<b>災害等の緊急事態に対処することを目的として備蓄する医薬品</b>

⑮-イ 医療機器の修理業者	製品検査に使用する体外診断用医薬品又は器具の洗浄等のために使用する精製水等
⑮-ウ 輸入品目である医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者	製品検査に使用する体外診断用医薬品等
⑮-エ 潜函業務を行う事業者や有毒物質を取り扱う事業者等の危険な業務を行う事業者	救護に備え付ける医療用酸素等又は中毒時に使用する解毒剤等
⑮-オ 指定訪問看護事業者等	滅菌消毒用医薬品、臨時応急の措置や褥瘡の予防・措置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水
⑮-カ 食品等の製造業者	製造時の原材料として使用する局方医薬品等、製品検査に使用する体外診断用医薬品等又は器具の洗浄等のために使用する精製水等
⑮-キ 動物飼育施設の長	獣医師の指示書に基づき使用する注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品
⑮-ク 業務上、感染症の予防等保健衛生を確保するために手指又は皮膚の消毒が必要な事業者	手指又は皮膚の消毒のために使用する滅菌消毒用医薬品（手指・皮膚の消毒を効能・効果とする第3類医薬品に限る）
⑮-ケ 学校の長であって、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品を使用するもの	歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品
⑮-コ ②から⑭に掲げるものに準じるものであって、当該医薬品の使用実態等をかんがみ卸売販売業者の相手方として適当と認められるもの	

原薬たる医薬品の販売先については、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者、卸売販売業者(専ら医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は試験研究機関等に対してのみ、業として販売し、又は授与するものに限る。)

\*薬剤師以外の者を営業所管理者とする卸売販売業者(例外的取扱の卸の種類が『指定卸売医療用ガス類』『指定卸売歯科用医薬品』)において扱うことのできる医薬品

『指定卸売医療用ガス類』・(1)亜酸化窒素(2)亜酸化窒素及び酸素の混合剤(3)イソフルラン(4)エチレンオキサイド(5)エチレンオキサイド及び二酸化炭素の混合剤(6)エチレンオキサイド及びフロン混合剤(7)酸素(8)窒素(9)二酸化炭素(10)二酸化炭素吸収剤(11)ハロタン(12)麻酔用エーテル

『指定卸売歯科用医薬品』(内用剤を除く)・(1)齶蝕予防剤(2)口腔粘膜治療剤(3)根管充填剤(4)根管清掃及び消毒鎮痛剤(5)歯科用器具消毒剤(6)歯科用局所麻酔剤(7)歯科用抗生物質剤(8)歯科用止血剤(9)歯科用診断用剤(10)歯科用包帯剤(11)歯髄仮封、覆罩及び裏装剤(12)歯髄失活剤

平成21年5月8日付 薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知(一部改正 H23年3月31日薬食発0331第17号)

\*\*「体外滅菌消毒用医薬品」:滅菌消毒用医薬品のうち人の身体に直接使用されることのないもの